

山形県中小企業パワーアップ補助金（新事業転換促進支援事業）  
事業計画策定・申請書類提出に係る確認事項

第2次公募は、第1次公募と同様に、事業計画を策定支援者のご協力のもと策定いただき、申請書類を提出いただくこととなりますが、第1次公募の申請において、修正等の多かった事項を下記に記載しますので、計画策定・申請書類提出前にご確認をお願いします。

記

1 申請書の日付確認について

(1) 事業計画認定申請書（様式1）の日付は、補助金交付申請書（様式4）の日付と同日になっているか確認願います。

※両申請書は同時に提出いただくため同日の想定。

(2) 事業計画書（様式2）の事業計画策定支援者確認日は、事業計画認定申請書（様式1）と同日か、前の日付になっているか確認願います。

※申請書類は支援者の確認後に提出いただきたいため。

2 見積書の日付、有効期限について

(1) 見積書（相見積書含む）の提出（作成）年月日は、事業計画認定申請書（様式1）の日付と同日か、前の日付になっているか確認願います。

※申請書類は見積書を添付して提出いただくため。

(2) 見積書の有効期限の終期は事業開始時期を考慮した日付となっているか確認願います。

※第2次公募の交付決定日を10月上旬と予定していることから、この日程を考慮して有効期限を設定していただくようお願いします。

3 「山形県新型コロナ対策認証店」の確認について

「山形県新型コロナ対策認証店」の認証を取得している事業所で、新事業の実施場所が認証店と異なる場合は、認証店と新事業の関係が分かるよう計画書に記載するようお願いします。

4 見積書の消費税について

事業計画書（様式2）3の経費明細表には、税込及び税抜の額が見積書の額とあっているか確認願います。

5 事業計画名の記入について

事業計画名が、事業計画書（様式2）2の（2）及び補助金交付申請書（様式4）1に記載されているか確認願います。

6 経費区分での主な確認事項について

(1) 建物費

専ら補助事業のために使用される建物の改修工事（事務所、店舗、作業場など）を行う場合は、見積書の他に相見積書（1社）が必要となりますので確認願います。

※単なる店舗改修のための事業計画は不採択となります。

(2) 機械装置・システム構築費

① 汎用性があり、目的外使用になりうるものは補助対象外となりますので、事業計画内容を確認願います。

※パソコン、タブレット、プリンター、コピー機、テレビ、テレビ台等は非該当

② 単なるホームページ、ECサイトの更新は不採択となりますので、事業計画内容を確認願います。

③ ラベル、ビニール、事務用品、紙等は消耗品となり補助対象外となりますので、事業計画内容を確認願います。

(3) クラウドサービス利用費

クラウドサービス利用料等は、補助事業実施期間内（令和4年10月～令和5年2月）に利用する分のみが補助金対象となることから、事業計画書（様式2）3の経費明細表には、按分された額が記載されているか確認願います。

(4) 外注費

外注費のみの申請は原則不採択となるため、建物費又は機械装置・システム構築費等と合わせた申請となっているか確認願います。

(5) 広告宣伝費・販売促進費

展示会の出展、セミナーの開催、市場調査に係る宿泊料は補助対象外となることから、経費明細表で除かれているか確認願います、

(6) 研修費

① 本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る宿泊料は補助対象外となることから、経費明細表で除かれているか確認願います。

② 研修受講以外の経費（入学金、資格試験検定料、会費、滞在費等）は補助対象外となることから、経費明細表で除かれているか確認願います。

7 決算書について

個人事業主の方は、直近1年間の青色申告の確定申告書 B、青色確定申告決算書の写しが提出されているか確認願います。

その他公募要領、Q&A、早見表等をご覧いただきご協力くださるようお願い申し上げます。

山形県中小企業パワーアップ補助事業（新事業転換促進支援事業）事務局